山形県警察災害警備実施計画

# 第1 目的

この計画は、山形県警察における災害警備活動の実施に関して、必要な警備体制、措置要領等について基本的事項を定め、もって災害警備の万全を期すことを目的とする。

### 第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、 津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により発生する被害
- (2) 災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個人の生命、身体及び財産を保護し公共の安全と秩序を維持することを目的とする一連の警察活動
- (3) 防災関係機関 県、市町村、自衛隊、海上保安庁、消防等
- (4) 警備体制 災害警備活動を実施する体制(準備体制、警戒体制、非常体制)の総称
- (5) 準備体制 気象情報等により災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合の体制
- (6) 警戒体制 気象警報等が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が 予想される場合の体制
- (7) 非常体制 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの体制
- (8) 警備本部 警備体制が発令された場合において警察本部に設置される体制
- (9) 署警備本部 警備体制が発令された場合において警察署に設置される体制

### 第3 基本方針

災害警備活動の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国民の生命及び身体の保護を最優先とした活動を推進する。
- (2) 警察各部門が相互に連携し、犯罪の予防及び取締り、交通秩序の回復等 の社会秩序維持活動を一体的に展開する。
- (3) 防災関係機関との連携による総合的な防災対策を推進する。

### 第4 災害警備活動

災害警備活動は前記第3の基本方針に基づき、次に掲げる活動を行うものと する。

- (1) 被災情報の収集伝達
- (2) 被災者の救出及び救護
- (3) 被災者等の避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び死者の検視

- (5) 災害危険箇所の警戒
- (6) 被災地域及び避難場所における犯罪の予防及び取締り
- (7) 被災地域における交通規制及び緊急交通路の確保
- (8) 被災地域における広報活動
- (9) 警察通信の確保と応急対策
- (10) 防災関係機関との相互協力

### 第5 警備体制の発令等

災害に対処する警備体制の発令、縮小及び解除は、次のとおりとする。

- (1) 警備体制の発令は、警察本部長(以下「本部長」という。)が、警察本部及び警察署並びに種別を示して行う。
- (2) 前号の規定にかかわらず、本部長の発令がない場合において、警察署長 (以下「署長」という。)は、自署管内の災害について、その状況に応じ、 当該警察署内に警備体制の発令を行うことができる。
- (3) 署長は、前号の規定により発令した場合は、災害の状況、警備体制の種別その他必要事項を警備部警備第二課長(以下「警備第二課長」という。) を経由して、本部長に速報しなければならない。
- (4) 警備体制の縮小及び解除は、本部長が行う。
- (5) 前号の規定にかかわらず、第2号の規定により署長が発令した警備体制 については、署長がその縮小及び解除を行うことができる。この場合にお いて、署長は、速やかにその状況を警備第二課長を経由して本部長へ報告 するものとする。

## 第6 警備本部等

- 1 警備本部等の設置
  - (1) 警備体制が発令された場合(他の都道府県において大規模地震等が発生し、山形県警察災害派遣隊設置要綱(平成25年1月24日付け例規(備二)第1号)第5第1項に規定する即応部隊の派遣が見込まれる場合を含む。)は、別表第1の警備体制の区分により、警備本部及び署警備本部を設置する。
  - (2) 署長は、署警備本部を設置した場合は、署警備本部等設置報告書(別記様式第1号)により、警備第二課長を経由して本部長に報告しなければならない。
  - (3) 勤務時間外に警備体制が発令された場合は、警備本部が設置されるまでの間、警察本部においては生活安全部通信指令課指令長(以下「指令長」という。)及び総合当直長が、警察署においては当直長が、それぞれ当直員及び当番勤務員の職員を指揮して措置するものとする。
  - (4) 各警備本部長は、警備本部又は署警備本部を設置した場合は、防災関係機関と緊密な連携を保ち、災害警備活動を行わなければならない。
  - (5) 本部長は、警察庁から警備本部等に警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)の派遣を受けた場合は、その支援チームからの助言を受け、災害警備活動の指揮等を行うものとする。
- 2 体制及び任務

警備本部等の体制及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 災害警備連絡室及び災害警備準備本部の体制及び任務は別表第2のとおり、災害警備対策本部の体制及び任務は別表第2の2のとおり、災害警備本部の体制及び任務は別表第3のとおりとする。
- (2) 署災害警備連絡室及び署災害警備本部の体制及び任務は、署長が別に定めるものとする。
- 3 警備本部の班員の指定及び報告
  - (1) 警察本部の所属長は、所属職員の中から、警備本部の班員を指定し、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。人事異動により当該班員を変更した場合も同様とする。
  - (2) 前号の指定に当たっては、警察本部庁舎からおおむね4キロメートル圏内に居住する職員(以下「近距離居住者」という。)を可能な限り指定するものとする。ただし、これにより難いときは、警備本部の班員が参集するまでの間の初期的な対応に従事する要員(初期対応要員)として、近距離居住者を指定するものとする。
- 4 警備本部の構成員の心構え

警備本部の構成員は、早期に災害警備活動を開始できるよう、常時、召集に応じられるように努めなければならない。

- 5 警察本部庁舎が被災した場合の警備本部の設置場所 警察本部庁舎が被災し、警備本部を設置できない場合の代替施設は、次の 各号の順位に従い、当該各号に定める施設とする。
  - (1) 第1位 山形警察署
  - (2) 第2位 総合交通安全センター
  - (3) 第3位 三隊合同庁舎又は警察学校
  - (4) 第4位 天童警察署
  - (5) 第5位 上山警察署

#### 第7 現地指揮体制

- 1 現地指揮所の設置
  - (1) 各警備本部長は、被災地域及びその周辺における指揮体制の確立、部隊 の運用、防災関係機関との連絡、調整等を行うため必要と認める場合は、 現地指揮所を設置するものとする。
  - (2) 現地指揮所は、災害発生地域又はその周辺で警察署以外の場所に設置するものとする。
  - (3) 各警備本部長は、適任者を現地指揮所の要員として指定するものとする。この場合において、署長以外の警備本部長が要員を指定する場合は、被災地域を管轄する警察署員を含めて指定するものとする。
  - (4) 署長が現地指揮所を設置した場合は、署警備本部等設置報告書により、 警備第二課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- 2 指揮支援隊の編成及び派遣
  - (1) 本部長は、現地指揮所における効果的な指揮体制を確立するため必要と認める場合は、指揮支援隊を編成し、現地指揮所に派遣するものとする。

- (2) 指揮支援隊の体制及び任務は、別表第3の2のとおりとする。
- (3) 現地指揮所を複数設置し、複数の指揮支援隊を派遣することが必要と認める場合は、別表第3の2に定める体制及び任務に準じ、その都度、指揮支援隊を編成し、現地指揮所ごとに派遣するものとする。この場合において、十分な人数の指揮支援隊を確保できない場合は、他県からの指揮支援員の派遣について、東北管区警察局と協議するものする。

## 第8 災害警備活動基準

警備体制発令時における警察本部及び警察署の活動基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 大規模地震災害時 大規模地震災害時の活動基準は、別表第4のとおりとする。
- 2 火山噴火災害時 火山噴火災害時の活動基準は、別表第5のとおりとする。
- 3 津波災害時 津波災害時の活動基準は、別表第6のとおりとする。
- 4 その他の災害時

前3項の災害以外の災害については、次の各号に掲げる警備体制の種別に応じ、当該各号に定める活動基準とする。

- (1) 準備体制 別表第7の活動基準
- (2) 警戒体制 別表第8の活動基準
- (3) 非常体制 別表第9の活動基準

# 第9 本部部隊

1 本部部隊の設置

本部長が非常体制を発令し、かつ、本部長が必要と認める場合は、次に掲げる部隊で構成する本部部隊を設置する。

- (1) 機動隊
- (2) 航空隊
- (3) 別に定めるところにより設置する第二機動隊
- (4) 別に定めるところにより設置する機動装備隊
- (5) 別に定めるところにより設置するべにばな支援隊
- (6) 第3項の職員で編成する応援派遣部隊
- 2 本部部隊の体制等

各本部部隊の体制及び任務は、別表第10のとおりとする。

3 応援派遣部隊の指定及び報告

各所属長は、所属職員の中から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員を応援派遣部隊員として指定し、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。人事異動により当該部隊員を変更した場合も同様とする。

- (1) 1号体制 所属職員の7割の職員
- (2) 2 号体制 所属職員の5割の職員
- (3) 3 号体制 所属職員の3割の職員

4 応援派遣部隊から除く職員

次に掲げる職員は、応援派遣部隊員から除くものとする。

- (1) 警視以上の階級(相当職を含む。) にある職員
- (2) 警備本部の構成員
- (3) 第1項1号から第5号に掲げる本部部隊員
- (4) 別に定める災害派遣隊(即応部隊)
- (5) 警察署次長
- (6) 通信指令課員
- 5 応援派遣部隊の動員基準

本部長は、被害状況により所属ごと次の表の区分により応援派遣部隊を動員するものとする。

区分	動員基準
	地震、津波その他の大規模災害により、県内において
1 号体制	甚大な被害が発生した場合又は甚大な被害の発生が見込
	まれる場合
2 号体制	地震、津波その他の大規模災害により、県内において
	相当な被害が発生した場合又は相当な被害の発生が見込
	まれる場合
3 号体制	地震、津波その他の大規模災害により、県内において
	被害が発生した場合又は被害の発生が見込まれる場合で、被
	害の規模及び程度が2号体制の動員基準を下回る場合

6 その他の本部部隊員の指定

第二機動隊、機動装備隊及びべにばな支援隊の隊員の指定については、別に定める。

7 本部部隊の隊員の心構え

本部部隊の隊員は、早期に災害警備活動を開始できるよう、常時、召集に応じられるように努めなければならない。

8 本部部隊の配置及び運用等

警備本部の各幕僚は、次に掲げる事項に留意して本部部隊を配置し、及び 運用するものとする。

- (1) 災害発生直後は、緊急交通路を迅速に確保し、被災者の救出救護、負傷者の搬送、避難誘導等生命・身体の保護活動を優先すること。
- (2) 前号の措置がほぼ完了した後は、犯罪の予防及び取締り、道路交通及び通信手段の確保、被害状況の調査等社会秩序維持活動を重点とした部隊の運用を図ること。
- (3) 道路又は橋りょうの損壊、流出等の事態を想定するとともに、災害全般の状況を判断して、参集又は応召の早い者から順次段階的に配置するなど、配置の時機を失しないようにすること。
- (4) 道路障害等による輸送事故の防止及び迅速な輸送の確保のため、被災地への部隊の輸送は、先行二輪車等の情報を確認の上行うこと。
- (5) 部隊員を配置する場合は、1組2人以上とし、携帯無線機等の通信機材

を携行させること。この場合において、部隊員の複数組合せが困難な場合は、防災関係者と連携して活動すること。

- (6) 長期に渡る災害警備活動が見込まれる場合は、交替等も考慮し、所要の措置を講ずること。
- (7) 大規模な被害、孤立化が予想される地域等部隊の移動や救助活動が困難 になることが懸念される地域に対しては、事前に部隊及び装備資機材を配 置し、災害の発生に備えること。

## 第10 災害警備活動に係る広報

災害警備活動に係る広報活動は、この計画に定めるもののほか、山形県警察の広報に関する訓令(昭和53年3月本部訓令第6号)の規定に基づき行うものとする。

# 第11 資料の収集整備

署長は、次に掲げる資料を作成し、毎年1回以上調査、点検して補正するとともに、第9号、第10号及び第11号については、情報漏えいの防止等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 管内災害警備要図
- (2) 災害危険箇所
  - ア 警察措置を要する山崖崩れ危険箇所調査表 (別記様式第2号)
  - イ 警察措置を要する海岸等調査表 (別記様式第3号)
- (3) 要配慮者利用施設調査表(別記様式第4号)
- (4) 防災関係機関等調査表 (別記様式第5号)
- (5) 避難施設等調査表 (別記様式第6号)
- (6) 給食調達業者等調査表 (別記様式第7号)
- (7) 医療関係機関等調査表 (別記様式第8号)
- (8) 災害装備資機材調査表 (別記様式第9号)
- (9) 災害情報モニター調査表 (別記様式第10号)
- (10) 避難行動要支援者名簿
- (11) 個別避難計画

# 第12 災害警備計画の策定

- (1) 署長は、次の事項について、管内の実態に応じた災害警備計画を策定するものとする。
  - ア 署警備本部の編成及び運営に関すること。
  - イ 部隊の編成、配置及び運用に関すること。
  - ウ 装備資機材の配置及び運用に関すること。
  - エ 住民、被留置者等の避難誘導に関すること。
  - オ 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。
  - カ 住民の安全・安心対策に関すること。
  - キ 警察通信の確保に関すること。
  - クーその他必要と認める事項。
- (2) 災害警備計画は、常にその適否を検討し、必要な見直しを行わなければならない。

- (3) 署長は、災害警備計画を策定し、又はこれを補正したときは、警備第二 課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- (4) 災害警備計画を策定するときは、次の事項に留意するものとする。
  - ア 実地踏査を行うこと。
  - イ 過去の経験と教訓を活用し、反映させること。
  - ウ 予想される事案の規模と態様に応じ、段階的な警備対策を想定すること。
  - エ 被害状況に応じ署員による必要な部隊を編成し、部隊を弾力的に運用 すること。
  - オ 予想される事案の規模と態様に応じ部隊の段階的な配置運用に配意すること。特に、交通規制については、道路管理者等と連携し、交通障害 発生時における迂回路等の策定に配意すること。
  - カ 各市町村が策定する地域防災計画等を確認し、災害警備活動にそごを 来さないように配意すること。

## 第13 災害対策等

署長は、次の事項に配意して、災害対策等をとるものとする。

1 災害対策の基本

突発的に発生する地震災害を除く災害に関しては、予報、警報等が発表されることから事前対策を徹底し、管内の実態に応じた個々具体的な対策を迅速、的確に推進すること。

### 2 情報収集

(1) 災害実態の把握

災害発生時は、無線自動車等を迅速に運用するなど警察署の総力を挙げて情報の収集に当たるほか、防災関係機関、地域住民等と連携し、迅速な 災害実態の把握に努めること。

(2) 被害規模の早期把握

災害発生直後に、警察職員の五感に基づく被害規模に関する情報(以下「生の声情報」という。)を警備本部に速報すること。ただし、警備本部が設置される前は、執務時間中は警備第二課長に、執務時間外は総合当直長に速報すること。

(3) 画像情報の収集

公用の画像情報収集用資機材を使用した画像情報の収集活動及び公用の画像情報収集用資機材を現に所持していない警察職員による個人所有の携帯電話機を使用した画像情報の収集活動を積極的に行うこと。また、警察庁ウェブサイト(写真・動画投稿システム)を通じて県民から広く画像情報を収集できるよう、平素から広報に努めるとともに、災害発生時においては、効果的な周知を図ること。

3 防災関係機関との連携

災害発生時は、速やかに防災関係機関に対し、必要な協力要請を行うとと もに、自治体等が設置する対策本部に連絡員を派遣するなどして、緊密な連 携を図るように努めること。

# 4 災害情報モニター

災害時に孤立する可能性のある地域の住民の中から、別に定めるところにより適任者を災害情報モニターとして委嘱し、必要な情報を収集すること。

#### 5 広報

災害発生時における住民の不安の解消を図るため、次の事項に配意した広報活動を行うものとする。

- (1) 平素から災害発生時における避難措置、危険物の安全管理、交通の規制等について必要な広報を行い、防災意識の高揚に努めること。
- (2) 災害発生時においては直ちに広報体制を確立し、災害情報、生活関連情報等の広報に努めるとともに、既存の広報媒体が途絶することを念頭に、警察車両の拡声装置、掲示板等の活用について配意すること。
- (3) 広報の内容が住民の行動に大きな影響を及ぼすことを考慮すること。

# 第14 被害報告

署長は、大規模災害が発生した場合には、被害概況報告書(別記様式第11号) により、その他の災害が発生した場合には災害発生報告書(別記様式第12号) により報告しなければならない。

## 第15 職員の安否報告

職員又は職員の家族の居住地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合及び津波警報が発表された場合は、職員は、当該所属に対して、電話その他の手段により、当該職員及びその家族の安否を報告するものとする。

## 第16 職員の自主待機及び自主参集

1 自主待機及び自主参集

職員の自主待機及び自主参集は、次のとおりとする。

- (1) 職員は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定に基づき気象庁が発する予報及び警報(以下「気象警報等」という。)が発せられ、管内に災害発生のおそれのあることを知ったときは、いつでも召集に応じられるよう自主的に待機の体制をとらなければならない。
- (2) 職員は、災害の状況に応じ、自主参集基準(別表第11)に基づき、指定された場所に自主参集しなければならない。

#### 2 参集要領

職員は、次に掲げる要領で自主参集しなければならない。

- (1) 服装は、活動に適した私服又は別途指示する服装とする。
- (2) 携行品は、照明具、非常食、飲料水、携帯ラジオ、下着類、医薬品類その他別に指示する物とする。
- (3) 移動手段は、原則としてバイク、自転車又は徒歩とする。

# 第17 り災職員のとるべき措置

職員若しくはその家族がり災し、又は住居が損壊した場合は、職員は、次の措置をとるものとする。

- (1) 軽傷の場合は、応急手当をした後に自所属に参集すること。
- (2) 重傷の場合は、所属長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 住居が損壊した場合は、所属長に報告するとともに家族を適地に避難さ

せ、その後に自所属へ参集すること。

#### 第18 気象警報等の伝達

- 1 火山現象警報及び津波警報の取扱い 火山現象警報及び津波警報の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 火山現象警報の伝達系統は別表第12、津波警報の伝達系統は別表第13のとおりとする。
  - (2) 警報を取り扱う責任者(以下「取扱責任者」という。)は、次のとおりとする。
    - ア 警察本部においては、執務時間中は警備第二課長とし、執務時間外は 指令長とする。
    - イ 警察署においては、執務時間中は署長とし、執務時間外は当直長とす る。
  - (3) 警報の種類等は次のとおりである。
    - ア 火山現象警報は、警戒が必要な範囲が火口周辺に限られる場合は噴火 警報 (火口周辺) として、警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合は 噴火警報 (居住地域) として発表される。
    - イ 津波警報は、予想される津波の高さが3メートルを超える場合は大津 波警報として、予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え 3メートル以下の場合は津波警報として発表される。
  - (4) 警報の取扱い

警報の通知又は伝達を受けた取扱責任者は、直ちに次の措置をとり、火山現象警報は別表第12に、津波警報は別表第13に記録しておかなければならない。

- ア 警察本部の取扱責任者は、警察署の取扱責任者への伝達、警察本部関係部課長及び情報通信部機動通信課長へ伝達するとともに、県危機管理担当課長へ通知するものとする。
- イ 伝達を受けた警察署の取扱責任者は、関係市町村長へ通知するととも に、交番及び駐在所へ伝達するものとする。
- 2 その他の気象警報の取扱い

気象警報等(火山現象警報及び津波警報を除く。)の伝達系統は、別表第 14のとおりとする。

3 訓練の実施

関係所属の長は、警報の伝達及び通知を円滑に行うため、毎年1回以上伝達訓練を実施するものとする。

### 第19 職員の心構え

- 1 平素の心構え
  - (1) 管内の災害危険箇所、主要施設等の位置、規模、臨場経路等基礎的な事項を把握しておくこと。
  - (2) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)、災害救助法 (昭和22年法律第118号) 等災害時に必要な関係法令に精通しておくこと。
  - (3) 救出救護及び避難誘導の要領、装備資機材の取扱い等に習熟しておくこ

と。

- (4) 家庭の自主防災に努め、災害時に迅速な参集ができるよう準備しておくこと。
- (5) 職員家族に対して、職員がり災した場合の所属長に対する報告要領について事前に指導しておくこと。
- 2 出動時の心構え
  - (1) 出動時に与えられた任務を確認すること。
  - (2) 非常時における通信手段及び連絡方法を確認すること。
  - (3) 装備資機材は、出動前に点検を行うこと。
  - (4) 長期間の勤務に備え、衣類、医薬品等の生活用品等を多めに準備しておくこと。
- 3 現場における心構え
  - (1) 統制と団結の保持に努めること。
  - (2) 必要以上の危険をおかすことがないように心掛けること。
  - (3) 被災者の心情を察し、同情と理解のある態度で接すること。
  - (4) 職務執行に当たっては、毅然たる態度で臨むこと。
  - (5) 事故防止に細心の注意を払うこと。
  - (6) 健康管理には十分注意すること。

# 第20 教養訓練

- 1 所属長は、次に掲げる事項について計画的に教養訓練を実施し、災害警備 活動の知識及び技能の向上に努めなければならない。
  - (1) 災害関係法令に関すること。
  - (2) 管内の災害危険箇所の実態把握及び災害警備計画に関すること。
  - (3) 人命救助に必要な災害警備技術に関すること。
  - (4) 各種装備資機材の使用及び操作方法に関すること。
  - (5) 災害情報の収集及び報告要領に関すること。
  - (6) その他災害警備に必要な事項に関すること。
- 2 所属長は、防災関係機関が実施する各種防災訓練に積極的に参画し、実戦 的訓練を通じて災害警備実務の向上に努めなければならない。

# 第21 業務継続性の確保

大規模災害が発生した場合における業務継続体制を確保するため、別に定めるところにより、業務継続計画を策定し、随時見直しを図ることとする。